

## 本会議における各会派の質問時間について（案）

## 1 基本的な考え方

- (1) 質問時間と答弁時間を合計して、割り当て時間を算出する。
- (2) 質問時間の500分を代表質問と一般質問に充てる。
- (3) 質問時間は原則として開会より午後5時までとする。

## 2 代表質問

- (1) 質問時間の500分のうち10分ずつ交渉会派に均等配分する。質問時間の下限は10分とし、上限は各会派の持ち時間の中で任意とする。  
(10分×5交渉会派=50分)
- (2) 原則として質問初日に交渉会派が代表質問を行う。ただし、午後5時を越えることが予め想定される会派の質問は、質問2日目の冒頭から行うこととする。

## 3 一般質問

- (1) 質問2日目は原則として午前10時開会とする。
- (2) 一般質問終了後に議案の提案説明、質疑、委員会付託などの議会運営を行う。
- (3) 一人会派に最低保障時間として10分を確保する。(10分×3一人会派=30分)
- (4) 450分から30分を引いた420分を交渉会派の議員数に応じた人数割りで交渉会派に配分する。

\* 一人当たりの配分時間（小数点以下第3位を四捨五入する）

$$(450分 - 30分) \div (46人 - 3人) = 9.77$$

## 4 持ち時間

会派名	人数割配分時間 (3年3定～)		代表質問 加算時間	持ち時間	持ち時間 (前定例会まで)	増減
自 民	$9.77 \times 15 = 146.55$ 分	147 分	10 分	156 分	144 分	12 分
公 明	$9.77 \times 10 = 97.70$ 分	98 分	10 分	108 分	117 分	△9 分
共 産	$9.77 \times 08 = 78.16$ 分	78 分	10 分	88 分	81 分	7 分
令 和	$9.77 \times 06 = 58.62$ 分	59 分	10 分	69 分	63 分	6 分
エ ー ル	$9.77 \times 04 = 39.08$ 分	39 分	10 分	49 分	55 分	△6 分
フェア民	1 人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
無 所 属	1 人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
フォーラム	1 人会派	10 分	—	10 分	20 分	△10 分
合 計	(46 名)	451 分	50 分	500 分	500 分	—

※ 人数割配分時間は、小数点以下を四捨五入して処理する。